議　案

第37号議案

京都府立るり渓少年自然の家の臨時休館について

京都府立少年自然の家条例施行規則第１条第２項の規定により、府立るり渓少年自然の家の臨時休館について、別紙のとおり提出します。

令和６年11月11日

教育長　前川　明範

提出の理由

ボイラー等設備改修工事の実施に伴う臨時休館について指定管理者から申請があったため、承認を求めるものである。

府立るり渓少年自然の家の臨時休館について

1　施設について

自然の中で、集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図るため、南丹市園部町大河内小米阪１番地９に設置

2　臨時休館の期間

令和６年12月２日（月）から令和７年３月31日（月）まで

3　理　由

臨時休館期間中に施設の利用を停止し、ボイラー等設備改修工事を行うため

4　申請者

指定管理者　グリーンパルるり渓共同事業体

代表者　東京海上日動ファシリティーズ株式会社

取締役常務執行役員大阪支店長　水村有二

5　ボイラー等設備改修工事の概要

(1) 実施者

株式会社舞設（住所　舞鶴市字森小字勘尻２１５）

(2) 工事期間

令和６年12月２日から令和７年３月31日まで

受付
6.10.29
社会教育課
京都府教育庁指導部

令和６年 10月 29日

京都府教育委員会　御中

グリーンパルるり渓共同事業体
代表者　東京海上日動ファシリティーズ株式会社大阪支店
取締役常務執行役員大阪支店長　水　村　有

府立るり渓少年自然の家の休館日の臨時変更について（申請）

下記のとおり臨時に休館したいので、京都府立少年自然の家条例施行規則第１条第２項の規定により申請します。

記

１　臨時に休館しようとする日
令和６年12月２日（月）から令和７年３月31日（月）まで

２　理　由
臨時休館期間中に施設の利用を停止し、ボイラー等設備改修工事を行うため